

大阪市告示第538号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月17日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立此花屋内プール 大阪市立西淀川屋内プール 大阪市立住之江屋内プール	令和8年5月7日（木）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年7月21日（火）	
	令和8年9月24日（木）	
	令和8年10月13日（火）	
	令和8年11月24日（火）	
	令和9年1月12日（火）	
	令和9年3月23日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立此花屋内プール 大阪市立西淀川屋内プール 大阪市立住之江屋内プール	令和8年5月4日（月）	午前9時から 午後6時30分まで
	令和8年7月20日（月）	
	令和8年9月21日（月）	
	令和8年10月12日（月）	
	令和8年11月23日（月）	
	令和9年1月11日（月）	
	令和9年3月22日（月）	

（環境局総務部施設管理課）